

名 称 北本市自治基本条例

- ・住民；市内に住所を有する個人
- ・市民；住民、法人等の団体、市内に滞在する者
条文により市民を対象とするもの、住民を対象（住民投票等）が考えられるため、名称に入れない
- ・まちづくり；基盤整備等（ハード）の意味合いがある

前 文 （たたき台）関山委員の案を一部修正

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、爾来、大宮台地に位置する恵まれた環境の下で、緑豊かな自然を育み、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

私たち北本市民は、先人が積み重ねてきた、歴史、文化、豊かな自然を守り、後世に繋いでいく責務を負っています。

21世紀を迎え、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。

即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託された市長及び市議会と協力して、諸課題を解決して行くことが基本です。

北本市は、市民一人ひとりが個人として尊重され、昭和56年に制定された市民憲章を守り、「より安全で安心な、いつまでも住み続けられるまち」を目指して、それぞれの立場で活動してきましたが、これからは、市民、市議会、市長及び市職員が情報を共有しながら協力し、行政課題に取組み、実現し、すべての市民が住みやすさと幸せを感じて生活できる北本市を次世代に引き継いで行く必要があります。

そのため、私たちは、北本市における自治の基本理念を明らかにし、自治の更なる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。